

## 平成26年第1回玄海町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成26年1月31日（金曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成26年1月31日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	閉 会	平成26年1月31日午前10時22分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不 応 招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 12名	9	中 山 敏 夫 君	○	10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	7 番	中 山 昭 和 君		6 番	友 田 国 弘 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	古 舘 秀 喜 君	
	管 理 統 括 監	小 野 茂 行 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	右 寺 直 樹 君		財 政 企 画 課 長	西 立 也 君	
	税 務 課 長	杉 谷 裕 子 君		住 民 福 祉 課 長	松 本 恵 一 君	
	保 健 介 護 課 長	池 田 則 子 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	中 山 昇 洋 君		生 活 環 境 課 長	小 山 康 人 君	
	教 育 課 長	前 川 公 望 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	青 木 敏 治		議 会 事 務 局 係 長	山 口 照 明	

## 平成26年第1回玄海町議会臨時会議事日程（第1号）

平成26年1月31日 午前9時開会

日程1 会議録署名議員の指名について

日程2 会期の決定について

日程3 議案第1号 玄海町特別養護老人ホーム「玄海園」放射線防護対策改修工事  
請負契約について

---

午前9時 開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回玄海町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（青木敏治君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、7番中山昭和君、6番友田国弘君を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1月31日の1日間としたいと思いますが、こ

れに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1月31日の1日間とすることに決定いたしました。

**日程3 議案第1号 玄海町特別養護老人ホーム「玄海園」放射線防護対策改修工事請負契約について**

○議長（上田利治君）

日程3. 議案第1号 玄海町特別養護老人ホーム「玄海園」放射線防護対策改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。本日は、平成26年第1回玄海町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議案第1号 玄海町特別養護老人ホーム「玄海園」放射線防護対策改修工事請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年1月28日、簡易公募型プロポーザル方式による随意契約に付した玄海町特別養護老人ホーム「玄海園」放射線防護対策改修工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的は、玄海町特別養護老人ホーム「玄海園」放射線防護対策改修工事でございます。

契約の方法は、簡易公募型プロポーザル方式による随意契約でございます。

契約金額は、237,090千円でございます。

契約の相手方は、山下設計・九電工企業連合施工部門構成員、株式会社九電工唐津営業所 所長、岡卓也氏でございます。

工期といたしましては、議決をいただきました日から本年3月26日までを予定しております。

支出科目は、一般会計3款民生費、1項社会福祉費でございます。

なお、本事業に関しましては、設計・施工一括発注方式並びに簡易公募型プロポーザル方式によることとし、公告・公募いたしまして、その後に開催しましたプロポーザル説明会への出席については、単独企業が1社と、設計と施工の企業連合が1社ございました。最終的なプロポーザルへの参加は、企業連合1社でございました。

事業者選定につきましては、事業実施に係る業務実績、技術、経験及び技術提案を提出していただき、外部有識者2名をもって委員に充てる玄海町特別養護老人ホーム「玄海園」放射線防護対策に係る調査設計業務及び改修工事プロポーザル審査委員会にて審査が行われ、決定し、推薦されましたので、受諾をし、決定したものでございます。

そのようなことで、設計部門については株式会社山下設計九州支社、施工部門については株式会社九電工唐津営業所となり、今回、施工部門の契約について御同意をいただきたく提案をさせていただいているところでございます。

以上、御審議の上、御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（上田利治君）**

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

**○5番（脇山伸太郎君）**

前もって資料をもらっておりますけれども、この図面について、ある程度説明を聞かないと、質問しようにもできないと思うんですよ。それと、きょう朝、提出されていますね。それについても若干説明をしてください。この図面だけでは、内容がよくわかりません。

**○議長（上田利治君）**

中山まちづくり課長。

**○まちづくり課長（中山昇洋君）**

それでは、私のほうから工事の内容について御説明を申し上げます。

本工事は、玄海園の建物全体の気密性を確保し、陽圧による外気を遮断すること、フィルタリングシステムを導入すること、外部からの汚染進入遮断のための風防室を設置することでございます。

議案に添付しております資料ナンバー1をごらんください。

これにつきましては、特老全体につきまして、建物全体につきまして着色をしております。これは建物全体の気密性をより高めるために、アルミの、建具の上枠のすき間に風とめ板を

新たに装着いたします。それと、その他の建具についても目詰め等を行います。

それでは、ナンバー 2 をお願いいたします。

これは 1 階の平面図でございます。1 階の中庭の吹き抜け部分に送風機及びフィルターユニットを設置いたします。送風機によりまして、建物内の各階へ空気を送り込みます。建物全体を常に——陽圧ですね、圧力が高い状態を保ちまして、外気の進入を防ぎます。東京ドーム等がこういった形で膨らみを保っております。この際に、汚染された外気を 3 段階でろ過いたしまして、汚染物質の 99% を除去できるフィルターユニットを通過させ、その空気を室内に送り込みます。

それでは、ナンバー 3 をお願いいたします。

これは断面図でございます。着色した部分が送風機から送った空気を各階へ入れる箇所となります。1 階については 2 カ所、2 階、3 階につきましては各 4 カ所へ給気することといたしております。

それでは、ナンバー 4 をお願いいたします。

これは断面図の詳細図でございます。着色をしている部分に各階の給気ダクトを取りつける位置を示しております。

もう一回、ナンバー 1 をごらんいただけますでしょうか。

上のほうが正面の玄関になります。その西側通路、通用口になりますけれども、それに接続して風防室、これは陽圧テントになりますけれども、そこに想定される非常時については外部から建物内に入る人が汚染物質を持ち込まないように風除室付きの災害用エアテントをその西側通路口に設置できるように常備するものでございます。

また、その左側になりますけれども、西側駐車場部分に送風機とフィルターユニットが電源喪失したときでも最低 3 日間は作動するように非常用自家発電機と埋設オイルタンクを設置することとしております。

それでは、きょうお配りしていただきました資料をごらんください。

資料 1 からでございますけれども、これが先ほど説明しました西側通路口と西側駐車場の拡大をしたところでございます。通路口に接続いたしまして、ここにエアテントを設置できるようにするんですけれども、上のほうにイメージ写真をしておりますけれども、直接通路口に接続するように特注になりますので、上のイメージとは若干変わってくると思いますけれども、イメージとしてごらんください。

それと、その左のほうに自家発電機棟、これと埋設のオイルタンク。オイルタンクにつきましては、左上のほうに断面図を掲載しておりますので、こういった形になります。

それと、資料2をお願いいたします。

これは自家発電機棟の平面図及び立面図、断面図でございます。形としては、こういった形の自家発電機棟がございまして、一番下の断面図におきまして、こういった形で発電機を設置するというので掲載をしております。

工事の内容については以上でございます。

**○議長（上田利治君）**

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

**○5番（脇山伸太郎君）**

まず最初に、町長が説明されました企業連合1社と、もう1つの1社、2社しかなかったようですが、これも初めて国が対策工事をしなさいということで、こういった専門業者はないと思うんですが、やはりこの選定に関してですね、どこまでプロポーザル方式を出して業者を選定されたんでしょうか。

**○議長（上田利治君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

まず、業者選定をプロポーザルでやったという経緯について少し説明をさせていただきたいと思います。

放射線防護対策については、施行対象となる施設ごとの明確な設計基準、仕様書などの定めがございませんでした。参考指針としまして、オフサイトセンターに係る設備等の要件に関するガイドラインと、オフサイトセンター放射線防護方法に関する考え方だけでございました。全国的に見ても、特別養護老人ホームでの具体的な施工例というのが乏しくてですね、どのような工法で施行すればいいのか、また、どのような工法がより効果的であるのかがよくわかりませんでした。行政サイドでの具体的な調査設計が困難であるならば、具体的な施工実績まで含めて、民間での経験豊富なノウハウを最大限に活用していくということで、実は業者選定につきましては簡易公募型プロポーザル方式を採用したところでございます。また、設計と施工を同時に行える単独業者以外にも、設計業者と施工業者とが民民の協定を結んで、プロポーザル段階から互いのノウハウを生かして、調査設計段階においても協力をし、

よりよい技術提案を行い、さらに施工においても共同をして、よりよい効果が発揮できるように、企業連合として――世間では企業連合という言葉よりも、何かコンソーシアムという表現をしている場合が多いのですけれども、コンソーシアムとしてプロポーザルに参加できるように決定をしたところでございます。

設計から施工に関する期日の短縮を図り、なおかつ効率的な設計施工を行うために、設計施工一括方式を採用したところでございまして、これは公募をいたしておりますので、範囲としては広い範囲で公募されたというふうに思っております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

前例がないような工事ですから、ちょっとこれも設計という金額的なものもわかりづらいところがあるんですが、この2社出されておりますけれども、2社で金額の違いとか施工内容の違いとか、そういったものはどんなふうな違いがあったんでしょうか。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

お答えいたします。

先ほど言いました企業連合につきましては、山下設計と九電工の企業連合でございまして、設計におきましての設計額につきましては42,703,500円の設計の請負額になっております。

（10ページで訂正）

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

42,700千円というのは、この契約金額のうちの設計部分だけを言われたんですかね。そのちょっと意味がよくわからなかったですが、私はその2社の比較とか、そこら辺をちょっと質問したんですけど。内容の違いとか何かあったかな。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

今、まちづくり課長のほうからは、脇山議員さんの質問に対して的確な回答でなかったかということで私のほうから訂正させていただきます。

町長のほうから提案理由のところの説明がございましたが、プロポーザルの公募をした段階で、説明会の参加者は2社、単独業者1社と企業連合1社の計の2社ということでございます。それから、本参加につきましては、企業連合1社ということでございます。

したがいまして、その最終的な、今、まちづくり課長が金額的なことを申し上げましたが、それは設計業務の受託金額でございます。

以上でございます。

**○議長（上田利治君）**

脇山伸太郎君。

**○5番（脇山伸太郎君）**

それはわかるんですけども、あんまりこういった事業がないから、2社、単独と企業連合で1社ずつ出ていると思うんですけど、そこに中身的な違い等とか、そんなものがどんなふうにあったものか。それで判断されたんだと思いますけれども、そこら辺がどうかかなと思ったんですよ。もう少しまだ業者がおって、いろんな内容が違ったりとか、見積もりの仕方が違ったりとか、防護対策が違うとか、そういったものの違いはなかったものかなと思って。答弁しにくいですかね。

**○議長（上田利治君）**

中山まちづくり課長。

**○まちづくり課長（中山昇洋君）**

今回のプロポーザルの経緯といいますか、仕組みについて、ちょっと御説明をいたします。

町長のほうから提案理由の中にもございましたけれども、プロポーザルの審査委員会というのがございまして、そこには外部委員の2名で構成をしていただいておりますけれども、その中で、今回のプロポーザルに向けての選定基準等を作成していただきます。その作成していただきまして、それについて募集をいたしまして、まずは企業の経験とか能力、監理技術者の経験とか能力、それと業務実施方針等を提出していただきまして、それについて採点、それと、その後にヒアリングをいたしまして、そのことについて採点等をしていただきまして、その結果におきまして、業者として資格は十分に認めるということで、委員会の委員長から推薦の通知がございまして、それを受諾して業者として決定をしたというプロセスで、



今回の業者選定をいたしております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今ので少しわかりました。ということは、町長の説明でもありましたけど、結局、外部の有識者さん2名を入れて、その方たちにちゃんとこういった仕様ということをやって公募して、それに合致した業者さんということで受けたということですね。私がちょっと心配になったのは、初めてやる事業ですから、前例がない事業、もちろん国のほうはオフサイトセンターを参考にしてつくりなさいということですが、やはりオフサイトセンターと特別養護老人ホームになると、若干人数とか内容的に違うところがあるので、そこら辺はどうかなという心配があったもので、その選定するにしろ、設計にしろ、そういったものはどんなふうになされたものかをちょっと聞いたかったので、質問いたしました。

それから、成工が26年3月26日となっております。もう日数的にも余り期間がないんですが、実際これの約2カ月になると思います。それでこの工事は終わってしまうのでしょうか。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

お答えいたします。

現時点で業者のほうからいただいております工程表におきましては、工期内に完了をすることとなっております。しかしながら、設置を予定しております非常用自家発電機や汚染された外気をろ過するフィルターユニットが受注生産となっておりますということでございますので、これらの納品が工期内に確実にできるものかにつきましては、現在、確認をしておりますのでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今の答弁では、ちょっとわかりづらいんですけども、予備発電機ですね。それが受注生産、それと、エアテントだったですかね、それがまだはっきりわからない。これはいつごろわかるんですか。成工が3月26日ときちんとうたっておりますけれども、そこら辺をきちん

と議会で答弁するべきだと思います。

**○議長（上田利治君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

これはもう皆さん御承知だと思いますけれども、本事業に関しましては、平成24年度から25年度への繰越明許でありまして、2カ年度にわたる繰り越しは、実は事故繰越を除いては許されておりません。御質問のようなケースが、ですから、事故繰越に該当するものなのかどうか、これが本事業の窓口であります県の消防防災課の方に確認を今させていただいておるところでございまして、実際に全国的にも例を確認させていただいておりますが、同様なケースで事故繰越は容認をされているというふうには聞き及んでおります。

ただ、先ほど課長が答弁しましたように、まだ確実な確認をいたしておりません。それと同時に、きょう皆さんにここで御承認をいただいて、やはり期間に、少しでもですね、早目に議決をいただいて契約をしないと仕事に着手できませんので、その点、両方について御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（上田利治君）**

脇山伸太郎君。

**○5番（脇山伸太郎君）**

発注して受注生産ということですから、それから期間があってつくられて持ってこられるんだと思いますが、受注生産にしる、やはり大体このくらいの容量の発電機でどうというのは、ある程度はやはりつかんでこの契約はするべきじゃないかなと私はちょっと感じます。そして、もちろんこれも予算委員会で繰越明許のお話が出ておりました。事故繰越になるかどうかということですが、唐津市も同様に数カ所、玄海町よりも多いわけですよ。それと一緒に、唐津市の——これ質問はちょっとおかしいかもしれませんが。唐津市なんかの状況はどんなですか。

**○議長（上田利治君）**

中山まちづくり課長。

**○まちづくり課長（中山昇洋君）**

唐津市の状況ということでございますけれども、1月11日でしたかね、佐賀新聞のほうに唐津市の状況について載っておりました。それで、唐津市は予算の執行は来年、年度を超え

てということになるようだということで書いてありましたけれども、それより詳しい内容について新聞報道以外については把握はちょっとしておりません。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

これはたしか民主党政権のときだったですかね、自民政権になってからですかね、自民党ですかね。それで、この対策をなさいということでいきなりということで、これは1年以上こうしてかかるような事業になってしまったわけですが、町長答弁にありましたように、事故繰越になれば、それが認められればいいと思いますが、そうならないと、その補助金というか、そのお金というのが国にまた没収される、そういったことも考えられるでしょう。また、そうであっても、国はいけないと思うんですよね。だから、事故繰越になるように、そこら辺のきちんとした答弁ができるような形だけはチェックされているべきだと思います。

それから、この施設のいろいろエアテントとか、これは常時、いつも——自家発電は電気がとまったときですけれども、原子力発電所に事故がなかったとしても、常時この陽圧ですね、陽圧の状況をつくって、この後、エアテントですね、これも常時設置したような形になるのでしょうか、どんなのでしょうか。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

緊急時の場合に、これについては通常は施設の空調のシステムを使いまして、非常時にこういった送風機のユニットとかを使いまして、換気をして陽圧をかけるというものでございます。

それと、災害用のエアテントにつきましては、通常は収納しておきまして、そういった非常時に設営するものでございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

玄海園ですから、気持ちよく生活されるように、春、秋とかは外気導入して窓をあけたり

とかされることもあるでしょうし、緊急時、そういったときに陽圧にされるという答弁でした。このエアテントを常備されていないとして、これをつくるのにすぐ短時間でできるものか、また、陽圧にするためにドアも戸も全部閉め切って、そして、陽圧するように機械を働かせるわけですが、そういった連絡等とかもきちんと、役場のほうには原子力発電所に何かあればちゃんとすぐ行くと思うんですけど、それからすぐ玄海園に連絡網とか、そういったものがどうなるものか。また、そういったときに訓練、エアテントか、そういったのをつくるのにそこら辺の対策もちゃんと考えられているんですか。

○議長（上田利治君）

右寺総務課長。

○総務課長（右寺直樹君）

脇山伸太郎議員の御質問にお答えします。

非常時における通報につきましては、防災行政無線で役場からの通報、あらゆる手段を使って施設並びに住民の方たちにお知らせをすることになっております。

また、非常時に対する訓練につきましては、実際に今の段階ではまだ施設のほうができ上がっておりませんので、訓練はできておりませんが、施設ができたところでそういった訓練もやっていかなければいけないというふうに考えております。

ちなみに、今年度につきましては、そうした非常時におきまして、救援物資を自衛隊が玄海園に搬入するという訓練をしております。訓練の内容につきましては、施設ができたところで県とも協議をいたしまして、実効性のあるものにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

玄海園の放射線防護対策改修工事ということですけど、私の考えは基本的にはこういう事故は起こり得るはずがないからですね、福島第一みたいにああいう地震もないと思うし、津波も来るわけがないから必要ないというふうに思っておりますが、こういうふうに国がどうしても3億円やるからそういう対策をなささいということで、無理やり、町長させられたんですよね。その中で、この工事を見てもみますと、気密性を高める。それによって、もし外部

電源が消失した場合には3日間、自家発電で対応できる。それをするための工事ですね。外気が中に入らないように遮断して、内圧を高めて外気を入れないようにする。そして、皆全てシャットアウトするということですが、それぐらいの工事の程度だったら、国から何の指示もなかったのか、こういうふうにしなさいよと。それぐらいだったら、うちの町内の技術陣でも十分に予測できたことであって、ただ1社、企業連合だけに任せるともほかにいろんな簡易のプロポーザル型、提案型の公募がなしなかったのかと不思議に思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

**○議長（上田利治君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

もう今、岩下議員さんの御指摘をいただいたとおりの部分も実はございますけれども、事前に調査をしても、先ほども答弁しましたけれども、私どもの範疇の中から、どういう工事をしていいのかというのは、もう全くわからない状況で、実はこの調査に着手をしたというのが本当のところございまして、それから、例えば、唐津市さんに確認をとったり、県と確認をとり合いをしたり、正直申し上げて、国のほうからはお金だけをいただいている状況でございました。

そんな中で、私どもの対応としては、調査をして、繰り返し繰り返し調査をさせていただいていたんですが、実際に全国的に見てもこういう事業をやっているところが実はほとんどないものですから、大変時間がかかったということが実はございます。それから初めて、それであれば設計事務所と施工者が共同でやる作業ということに思い立ったのが、もう調査を初めて半年もたったあたりになってしまって、こういう形で大変皆さんに御心配をかける遅い時期にこういう形で発注をするということに至ったわけでございます。

正直申し上げて、私ども役場の中だけでこれが発注できたり、例えば、私どもこの唐津・東松浦地域の設計事務所で、多分ここ、こういった陽圧制度、それから、エアテント等についての設計の実績を持っておられるところはないというふうに私どもは感じておりますし、そういう状況で実は簡易のプロポーザル方式をとらせていただいたという結果を招いてしまいました。我々としては、もっと早い時期に、早い決断をして、そういった判断をすれば、皆さんに御心配をかけずにスムーズにいったのかもしれませんが、私どもとしてはよりよいというか、玄海園を本当に気密性の高いものにする、本当の手法というのがよくわからなか

ったというのが本音でございまして、今回も皆さん御視察へ行かれてよくおわかりだと思いますけれども、玄海園は十分に実は気密性の高い施設になっております。それに加えて、今回さらにそれを高度化する、エアテントもつける。それから、二重サッシを三重サッシにするわけにはいきません。もう十分に二重サッシで対応できる状況になっていますので、サッシの気密性をさらに高めるために、はめ殺し窓をガラリに変更したり、それから、建具の改修については高气密性のアルミサッシを採用してあるわけですがけれども、その上枠のすき間にメーカー純正の風どめ板を取りつけるというような、ある意味、こういった高度な技術はちょっと私どもでは思いつかなかったということも加えて、今回こういう形でさせていただいております。ぜひ御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（上田利治君）**

岩下孝嗣君。

**○10番（岩下孝嗣君）**

要は、もし原子力発電所で放射性物質をまき散らす事故が起きた場合に、こういう場所で被曝をしない施設をつくりなさいということですよ。その場合、先ほどの説明で自家発電が3日間の燃料分があるということでしたけど、ということは、3日間あれば、みんな退避が、避難が完了するという考え方ですかね。例えば、福島第一の場合、今、読売で連載が、病院の場合があっておりますけど、全く最初の報道と違って、最初の報道では、病院の関係者は院長初め誰もいなかった、逃げてしまって患者だけ置き去りにしたというふうなことが報道されておりました。しかし、実態は違っていたということで今また載ってきておりますけど、それでも11日に事故が起きて、16日の正午ぐらいまでかかったですね、全員避難するまで。それぐらいの期間、まず5日間ですね、4日から5日。それぐらいあれば、ここに今100名の方が——約100名おられますけど、退避が完了するというつもりで3日間という燃料の装置をしておられるんですかね。私としては、特老に置くよりも、近くにある保育園のほうを優先するのが大事だと思うんですよね。どっちが大事ということはなかなか言えませんけど。そういう面でするなら、保育園児のほうを優先してすればどうかなとも思ったんですけど、国からの指令で特養についてはこういう施設を、設備をなささいということらしいですから、今言うように3日間だけはあなたたちは急には動かさせません、徐々に動かしますので、我慢してくださいというような施策ですかね、やり方ですか。

**○議長（上田利治君）**

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

もう今、岩下議員から御指摘をいただいたとおりに、万々が一起きるこういう事故に対しての私どもは3日間の設定だというふうに思っておりますが、玄海園は、実は原子力発電所から直線距離で3キロを切る場所に位置しておりまして、発電所で放射能漏れ等の緊急事態発生時においては避難を、即避難を要するところでございます。

ただし、避難を必要とする事象が発生したからといって、入居者と職員全員が短時間のうちに避難できるものではないわけでありまして、こういった場合に、避難車両など到着するまでの間、汚染物質から入居者や職員、あるいは施設への一時避難者を守ることが今回の工事の目的でございます。3日間の設定については、オフサイトセンターに係る設備等の要件に関するガイドラインというものにおいて、おおむね3日間稼働する非常用電源装置を配置することとなっておりますので、これを参考としておりますが、特老は原子力発電所から至近距離にありますので、今回の工事が行われた後も、有事の際には即避難行動に移るといいうことは何ら変わってはおりません。ですから、前提は今申し上げたようなことございまして、ただ、今、岩下議員御指摘をいただいた保育園等についても、それであれば、多分、国からの——老人ホームに関しては、国からの指定でございますので、保育園をそれに合わせた形にするということであれば、私どもサイドでもう一回検討する必要があるかというふうには思っております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

いわゆる核シェルターがここにできるわけですよ、3日間だけ油が切れるまでは外気圧も遮断する、内部の圧力を高めて外気圧が入らないようにする。また、目張りもして、空気が出入りしないようにするということが核シェルターですので、近隣の方たちがそういう場合に避難してきた場合は、受け入れ場所にもなるんですか、それとも、ここの方たちだけの問題だけなんですかね。

それと、同じ敷地内に、同じような介護施設のつばきがありますよね。そこはこれには入っていないようですが、町立と私立の違いですか。公立型と私立型の違いで、そこはなぜ含まれないのかな。そこの方たちはどうするのか。そこの人たちをここに受け入れるなら、

近隣の人たちですね、近くの一般住民が、例えば、保育所で預かっている子供たちが来たときに受け入れるのか、一般住民も受け入れるのか、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、これも議員御指摘をいただいたとおりに、近隣の方についても受け入れができるような体制をとって受け入れるという準備をさせていただいているところです。当然、グループホームつばきについても、そういう意味で玄海園のほうに入らせていただけて守らせていただくという体制をとらせていただく予定にいたしております。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

今、岩下議員の続きみたいになりますが、その玄海園に、今、町長言われるように、地域の人たちも入れるということになれば、グループホームが入られますね。つばきのほうも入れるということですが、そうすると、玄海町民がどのくらい人間が入れるような計画なのかですね、どのくらいが収容できるような施設になっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

私が今、玄海園において受け入れ体制ができると申し上げましたのは、当然きちんとした動きがとれて、車で逃げることができる方は即避難という表現をさせていただきましたけれども、即避難をしていただく。例えば、重度の障害者ですとか、それから、ちっちゃいお子さんでどうしてももう動かせないという状況のときは、その玄海園のほうに入らせていただけて、受け入れ体制としてそれを受け入れるという意味で申し上げておりますので、誰も彼も元気な人までそこに一緒にということを考えているわけではございません。そういう意味では、非常に避難をするのに困難な方を玄海園に一度入らせていただくという、そして、そこから移動しやすい形で移動をして避難をしていただく態勢をとるというふうに考えておりました、それがおおむね、とりあえず3日間はそこで維持できるような形で守ろうということを進めさせていただいているところでございます。



○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

そうなる、できてからになるのかどうかわかりませんが、在宅介護や、そういった重度の人たちを家庭で介護してあるところあたりの連携的なもの、玄海園に搬送する計画的なものも町で計画を先ではするということですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

そういう計画で要援護者のプランがございますので、それに合わせた形で玄海園に受け入れをしていただく方、それから、すぐ車で移動をしていただく方、いろんな形が出てくると思いますけれども、そういった計画を私どもとしても、しっかりとした対応できるように組みわせていただいているところでございます。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

組みせていただいているということですが、もう計画があるということですかね。それと、もう一緒にずっと行きます。

今回、プロポーザル方式による随意契約ということですが、この随意契約になると、契約変更、いろんなことができた場合には議会に諮られるのがどういった形になるのかですね、それもお伺いしたいし、もう1点、外部の委員さんが2人おられるということだったですね。国も初めてで、本町でもわからない事業を外部の有識者に見てもらって業者を選定したということですが、その例がないのに外部の人たちの判断がどうやってできたのかなと思うんですが、その点についてはどういった形での選定になったわけでしょうか。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

それでは、中山議員さんの御質問にお答えいたします。

契約等の変更があったときはということでお尋ねでございます。今回の契約につきまして、

変更がございましたときには、きょう御審議していただいておりますけれども、こういった形で議会のほうに変更内容についてお諮りをするということになります。

それと、プロポーザルの審査委員会に外部の有識者を入れた、していただいているということで、その基準についてどのようにというふうに御質問だったかと思います。審査の基準につきましては、一般的な企業経験、能力、企業の力、それと、そこで直接いろんな設計とかをやられている監理技術者の経験や能力、それと今回の工事等に関しまして、技術的な提案ですね、そういったものを審査していただくわけですが、今回の場合は幸い外部委員の方がそれぞれ空調の専門家でございます、そういったことでそういった基準づくりというのをしていただいたということでございます。

**○議長（上田利治君）**

中山敏夫君。

**○9番（中山敏夫君）**

先ほど町長の答弁では、オフサイトセンターで3日間とあるということだったですね。自家発電機を置いた中で、オイルを3日分しか備蓄はしないだろうと、そういったことを考えた中で、当然これもオフサイトセンターだけの計画ですよ。それならば、発電機を動かすような考えを持てば、岩下議員が言われたように、5日間ぐらいの備蓄のオイルを置けば、それなりに対応できるんじゃないかなと、私も聞きながら思っていたんですよ。そういったことも今、原子力安全規制委員会のように非常に厳しい計画、審査をされていると思っておりますが、私も当然、こういった原子力に対する玄海町で、九州電力の立地条件を考えれば、ないと思って私も聞いておりますけれども、当然ですね、そういった対策も一つじゃないかなという思いをしました。

それと、この成工がですよ、3月26日ということで、以前、私が予算特別委員会で質問したときには日程等もずっと書いて、契約の日にはちを書かないような感じでされたと、そういった話をされましたね、以前。今回は3月26日と書いてあります。そこで、町長は先ほど事故繰越ができるのか確認をしているということですよ。確認をしている中での計画の成工の形で期日が切れるのかなと思っているんですよ。

国の方針であって、国の方針はわかります。当然もうできないということも私も思います。しかし、自治体としては、成工を書いた場合には、繰り越しが2回もあっている中で、事故繰越が認められないという確認ができていない中で、この期日を書くことが本当なんですか

ね。行政として、玄海町行政としては、日にちを書けば、それが法的に26日が成工日になるんじゃないでしょうかね。それは確認をしているんじゃないくて、確認をしてからやるべきじゃないでしょうか、その辺はどうなんですか。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

事故繰越についてということで御質問にお答えいたします。

今回、契約の御承認ということで議案として上程させていただいております。先ほど来、町長さんのほうからも御説明ございましたが、この事業につきましては、平成24年度に交付決定を受け、25年度へ明許繰り越しの手続きをとらせていただいて現在に至っておるわけでございます。

明許繰り越しから、また繰り越しということにつきましては、先ほども御答弁されましたように、認められておりません。明許繰り越しの後、さらに繰り越しということになれば、これはもう事故繰越というような対応になってくるんですけれども、その事故繰越というのは、あくまでも明許繰り越し、要するに今年度、25年度に繰り越したわけですから、25年度で契約が成立したものが前提となっております。繰り越しをしなかったらどうなるのかということにも、契約をしなかったらどうなるのかということも考えますと、その契約がなされなかったときにはですね、先ほど来言いましたように、明許繰り越しのものを契約もしないで繰り越しという手法は許されておりませんので、これはもう、要するに予算化はしておりますが、何と申しますかね、執行できないということになってまいります。

したがって、先ほど来申し上げておりますように、手法としては事故繰越、その事故繰越の前提としては、契約を取り交わすということが必要になってまいります。そしてまた、事故繰越で認められるかどうかについては、前段としてその承認を受けておくべきじゃないかというような御趣旨の御質問だったかと思っております。これにつきましては、今申し上げましたように、契約の事実が発生して初めて、事故繰越をさせていただきたい、こういったことで工期が押し迫って完了が見込めないということで事故繰越の手続きをさせていただきたいということで財務省にお伺い、御相談をするものでございます。

そういったことで、先ほど言いましたように、今回、そういった事情を御推察されまして、とにかく契約の締結をさせていただきたい。そして、まちづくり課長のほうからも申し上げ

ましたが、現在においては、工期内、3月26日で完了させるというような工程になっております。しかしながら、今回、計画しておりますユニット、フィルターユニットですね、それと非常用自家発電装置につきましては、受注生産のため、はっきり明言はできませんので、ただ、工期内に終われるのかどうかということは今微妙なところでございます。一般的には今回の工期内で終われないような状況も想定できておりますので、最短でどのぐらいの期間を要するのかというところも今確認中ということで御答弁差し上げておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（上田利治君）**

中山敏夫君。

**○9番（中山敏夫君）**

国もそういった形で、大体黙認というか、そういったことがあるわけですかね。それと、この山下設計が設計委託をしたのが12月19日なんでしょう。その中で、もうきょうは1月31日ですよ。当然早いものにこしたことがないということを考えれば、もう少し早くこういった議会の臨時議会ができたんじゃないかなということと、もう1点は、この施設の、先ほどのエアテントとか発電機、こういったことのメンテナンスですね、発電機を年に一回とかずっとやっていかなくちゃいけないと思いますね。そういった部分については、本町で今後は財源を投資するという事なんですか。

それともう1点は、このテントや設置をする場合は、玄海園の人たちがするのか、行政が行ってするのか、その辺については体制はどのようになるわけでしょうか、それをお伺いしたいと思います。

**○議長（上田利治君）**

岸本町長。

**○町長（岸本英雄君）**

質問にお答えをしたいと思います。

例えば、非常用自家発電機の定期点検とかですね、それから、非常用自家発電機の燃料の交換ですとか、送風機及びフィルターユニットの定期点検、フィルター自体の交換といったものは、実は維持管理として必要になってくるというふうに思っております。

それから、そのフィルター交換については、採用予定ユニットのものについて把握はさせ

ていただいておりますけれども、そのほかについては設計会社と施工会社を通じて、これも実際に維持管理の部分については現在調査中でございます。

ただ、その分については私どもで準備をしていく必要性というものはあるというふうに思っております。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

エアテントの設置につきましては、当然、施設の管理者であります指定管理者のほうでできますように、今回の工事に関しましての運用のマニュアルといいますか、そういったものをつくりまして、施設のほうでできるようにしたいというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

指定管理者にさせるということになると、新たに出てくればですよ、また指定管理者との契約事項になるし、そういったことになりますよね。そういったところが出てくると思いますが、それを本町としてほかの町民の人たちが重度の在宅介護してある人たちが来たときにどうかとか、そういったところも出てくると思うんですよね。こういったことはないと思っておりますよ、本当は。そう思っていますけど、今の答弁であれば、玄海園のほうで、天寿会がそういう向きに今からされるのかということと、これは私も地区のほうでもずっとそういった報告はしておりますが、ちょっとわからないところがあります。ガラリへ改修ということと、目隠しパーテーションでありますよね。この2つ、当然今、気密性は高いと思えますけど、その辺も町民の方々にどういった施設ができるんだという地区でも説明会をしておりますけれども、ぜひよければ、それも玄海園の委託のほうと契約をまたするのか、この2つ教えていただきたいと思えます。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

議案のほうに添付しておりますナンバー3のことだと思います。この建具をガラリへ改修といいますのは、ここの部分につきましては、はめ殺しといいますか、そういった窓になっ

ております。それをルーバーつきの取り込み口といいますか、そういったものをガラリというふうに言うようございまして、そちらに変更して、その部分に給気を入れるということでございます。

それと、この目隠しパーテーションにつきましては、特老の中庭部分が今現在ございませけれども、そこに送風機とフィルターユニットを常設する形にこれはなりますので、それを隠すためにパーテーションを設置するということでございます。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

もちろん実際にやるときにはですね、私どもが関与してやらざるを得なくなるというふうに思っておりますので、町と、それから指定管理者ときちんとした協議をして、実際にはやらせていただくというふうに思っております。

それから、今、課長が答弁しましたように、私もガラリと何とかを簡単に説明できないので、その点については御容赦をいただきたいというふうに思います。

○議長（上田利治君）

中山敏夫君。

○9番（中山敏夫君）

唐津も6カ所ぐらいしますよね、全体で18億円ぐらい来ている中での玄海町が3億円だったと思っておりますが、当然ですよ、玄海町が先ですよ。そして、唐津が今後するんでしょう。そうすると、新しいまたこういった施設の対応が私は出るんじゃないかなとも私はそう心配、危惧しているんですね。うちのほうが先されるのは計画的なもの、統括が言われるように、そういった期日を考えれば、これが妥当だろうと思っております。当然まだでも早くと思えますけれども、ただ、後にしたほうが何でもやりやすくなるんじゃないかなと思えますね。ただ、そういったところを考えていけば、県や唐津や、そういったところの新しい原発施設の防護対策、これは全国できていると思えますが、ぜひそういったところで今後随意契約で、また町の議会へと諮られるということで答弁いただいておりますので、ぜひどうせするならば完全なものにもやっていただきたいし、よそに劣るような施設のあり方にはなってほしくない。そういったことを考えていけば、ぜひ発注が終わっても、そういった情報の交換をしながらやっていきたいと思えますが、町長の御回答をいただいて、質問を終わ

たいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今おっしゃっていただいたとおり、連携できるものについては連携をして実際に対処したいというふうに思っております。

それから、唐津市さんと私どもの比較をおっしゃっていただきましたけれども、多分、状況は全く一緒だというふうに思いますし、お金がおりてきたのも、実は唐津市も玄海もほぼ一緒でございますので、そういう点については多分、唐津市さんも私どものように大変深い調査をして、実際に着手されたというふうに考えておるところでございます。連携をして、しっかりとやらせていただきます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今までいろいろ説明がありましたけれども、事故は起きないということを前提にするのと、絶対に起きるんだということを前提にするのではやっぱり対処の仕方が根本的に違ってくると思うんですね。

今言われているのは最悪の事態ですね、規制委員会などで審査対象にして審査されているのはやっぱりシビアアクシデントを想定した形でやられている。最悪の事態、重大事故ですね、こういうところを想定しながら指導されていると思うんです。

さっき町長の答弁で、玄海町や唐津市が特別なわけで、全国的にはまだそういうものは少ないんじゃないかというふうに私は聞こえたんですけども、説明はですね。介護保険制度というのは国の制度ですよ。だから、原発立地自治体であれ、どこであれ、あるはずなんです。だから、そういうところに対する防護対策というのは当然必要であって、やっぱりそうならば国が一定のそういう施工技術というものを提供してくるべきじゃないかと。地方任せではやっぱり困るんですよ、わからない、本当に。厳しい。専門的な知識が要るわけなんですから。その辺が一つは大きな問題としてあると思います。

と同時に、やっぱり私たちは住民のそうした生命を守るというのが基本的に町、町長の責任なんですよ。そういう立場でやっぱりしっかりと取り組んでいただきたい。

それからもう1つは、絶対事故は起こらないということじゃなくして、やっぱりどの専門家もですね、起こらないとは言えない。九電だってそうなんです。絶対起きないと言えますかと言えば、それは言えない。事故を起こさないために、いろんな対策をとっているということは言われるわけなんですけれどもね。だから、起こることを前提に考えなくてはいけません。そうなれば当然、いろんな対策もそれに沿った形で進めるべきだと思います。

さて、特老の中での避難対象になる人たち、実際に体が動ける人ですね、体の動ける人は避難対象者として恐らく搬送されるんじゃないか。動けない人をまづもってそこで置いておくというのがこの対策の狙いだと思うんですけれども、さっき説明の中で、99%は放射能は防げるんだということをおっしゃいました。フィルターをつけてもなお、それで効果が上がらない物質もあるわけなんです。気体がある。放射性が気体になって、もう空気の流れの中でそのままずっと通っていくやつが。そういうやつも想定されていたのかどうか、その点はどうですか。

○議長（上田利治君）

中山まちづくり課長。

○まちづくり課長（中山昇洋君）

藤浦議員さんの御質問にお答えいたしたいと思います。

フィルターユニットで除去をできるというものにつきましては、放射性ヨウ素、それが99.999%というふうになっております。それと放射性セシウムですね、それが99.97%除去できるということになっておりまして、先ほどおっしゃいました希ガスというんでしょうかね、そういったものについては、フィルターで除去できるということは想定はいたしておりません。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

トリチウムなどは、やっぱり気体であるし、それがなかなか捕獲できない、取れないんですね、ということなんです。ですから、100%——これはもうやっぱり100%って難しいと思うんですけれども、少なくとも、そういうものを含めて取れるようなものが、材質が出てくれば、そういうふうなことも取り扱っていただきたいと思うわけなんです。

それから、もうついでですから聞きますけれども、防災計画の中で、あるいは訓練の中で、



実際に各地域に、地区地区ですね、寝たきりの人たちが何名おられるのか。そして、特老の中でも——特老の中では、はっきりわかっておるだろうと思うんですけども、そういう人員までちゃんと把握されているのかどうか、搬送体制もちゃんと計画上でき上がっているのかどうか、その辺をちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

済みません、防災計画の中では数字を資料編にしっかりと入れていると思います。ただ、ちょっときょうここに、私もそこまでということを考えておりませんでしたので、持ってきておりませんので、後ほど議員さんのところにお届けをさせるようにしますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

そういう点は、やっぱり日ごろからですね、ちゃんと整備しておくべきだと思います。事故はいつ起こるかわからないわけですからね、何時何十分に起きますというわけにはいかないわけなんで、ひょっとしたらですね、きのうもちょっと出たんですけども、唐津のほうでも防災問題のことでですね、ちょっとお話聞いたんですけども、唐津くんちのときに事故が起こったらどうするかといったら、もうどうにもならんということですよ、手はつけられないと、こういうことを言われるし、最悪の事態、いつも最悪の事態をやっぱり想定して取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号 玄海町特別養護老人ホーム「玄海園」放射線防護対策改修工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成26年第1回玄海町議会臨時会はこれにて閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員